

# 令和2年度税制改正大綱

令和元年12月12日  
自由民主黨  
公明黨

(8) 雇用保険法の改正を前提に、同法の失業等給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さない。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(9) 労働者災害補償保険法の改正を前提に、同法の保険給付について、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 個人住民税を課さない。
- ② 地方税の滞納処分による差押えを禁止する。

(10) 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の必要経費算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型产学研官連携研究開発事業等に係るものも加える。

(11) 国税における諸制度の取扱い等を踏まえ、その他所要の措置を講ずる。

(12) 市町村の合併の特例に関する法律の期限の延長を前提に、合併市町村に係る地方税の特例措置の適用期限を10年延長する。

#### 〈国民健康保険税〉

(13) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に引き上げる。
- ② 介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。

(14) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。
- ③ 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗